

# 【10月の消費税増税対応】

## 下請取引と下請法・消費税転嫁法対応の基礎

みうらゆうすけ  
講師 **三浦悠佑** 氏

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
パートナー 弁護士

日時 2019年6月21日（金）午後1時30分～午後4時30分

働き方改革が進む中、公正取引委員会及び中小企業庁は下請取引に対する取り締まりを強化しています。平成29年度の下請法書面調査対象となったのは過去最高の60万社以上。多くの企業が違反を指摘されています。しかも、下請法・消費税転嫁法は、形式面を重視した運用がなされており、専門の対策をしなければ完璧な遵守はできません。たとえそれが業界や社内の取引慣行であっても、形式的に法律に違反すれば勧告、指導といった処分の対象となり、場合によっては下請事業者を大切にしない「ブラック企業」のレッテルを貼られてしまう恐れもあります。下請法・消費税転嫁法対策はもはや待ったなしの状況であるといでしょう。

本セミナーでは、主に今年初めて調査票を受け取った会社や、これから本格的に下請法/消費税転嫁法対策を始めたい会社向けに、その概要と対策の実務について解説します。

### Part I. 下請法・消費税転嫁法を守らない/守れないとどうなるのか？

- ・ 実際どの程度の会社を取り締まりを受けているのか？
- ・ 弁護士が見る違反事例の傾向

### Part II. どんな取引が下請法・消費税転嫁法の対象になるのか？

- ・ 全ての下請取引が「下請法該当取引」なのか？
- ・ 消費税転嫁法対象取引とは？

### Part III. やらなければならないこと/やってはいけないこと

- ・ 下請法対応で、やらなければならないこと/やってはいけないこと
- ・ 消費税転嫁法対応で、やらなければならないこと/やってはいけないこと

### Part IV. Case Study よくある相談事例と実務の対応

- ・ 協賛金・販売協力金等の徴取
- ・ ボリュームディスカウント
- ・ 代金減額交渉
- ・ 契約書の作成方法

#### 【三浦悠佑 氏】

一橋大学商学部商学科卒（国際マーケティング）。2006年弁護士登録。国内法律事務所勤務を経て2013年に現在の事務所に入所、2017年より同事務所パートナー。大手国際海運企業に3年間出向し、本社及びグループ企業を対象とした独禁法・下請法コンプライアンス及び法務機能の強化プロジェクトに従事。現在はクライアント企業のコンプライアンス案件に多数従事する傍ら、SMBCコンサルティング、Business Law Journal 等におけるコンプライアンス、法務強化セミナー、執筆を精力的に展開している。

※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**  
■後援 **金融財務研究会**  
https://www.kinyu.co.jp

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>  
Blog : <https://kinyu.co.jp/blog/>

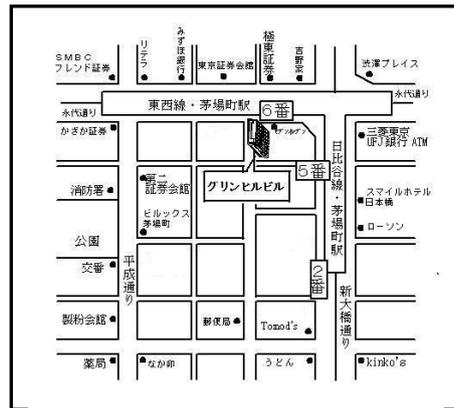


開催日

2019年6月21日(金)  
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,400円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)  
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

【10月の消費税増税対応】

下請取引と下請法・消費税転嫁法対応の基礎

6/21

2019年 月 日

◆参加申込書◆

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
		E-Mail	
	所在地	〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
*セミナーコード 1125 (Law-k191125)	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。